

消費者裁判手続特例法等に関する検討会
第8回 議事録

消費者庁消費者制度課

第8回 消費者裁判手続特例法等に関する検討会

1. 日 時：令和3年7月26日（月）15:00～17:49

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題

- ・ 個別論点

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、沖野委員、飯田委員、大高委員、大屋委員、垣内委員、木村委員、河野委員、後藤委員

（事務局）

坂田審議官、黒木消費者制度課長、伊吹専門官、西川課長補佐

（オブザーバー）

最高裁判所、法務省、独立行政法人国民生活センター、特定非営利活動法人消費者機構日本、特定非営利活動法人消費者支援機構関西、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

※本議事録中においては、特に断りのない限り、「特例法」とは、消費者裁判手続特例法を指している。

【1. 開会】

○山本座長

それでは、所定の時刻となりましたので、第8回「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」を開催いたします。

本日も、委員の皆様には、御多忙のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から、接続と資料の確認をお願いいたします。

○伊吹専門官

本日も、前回と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座長を含め、委員、オブザーバーの皆様をオンラインでおつなぎしております。

まず、皆様の接続状況を確認いたします。

委員の皆様におかれましては、順番にお名前をお呼びしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにしていただき、その後、再度マイクをオフにしていただけますでしょうか。

※全ての出席委員について接続状況を確認。

なお、本日は、河野委員が16時頃に御退席されるということで御連絡をいたしております。

次に、ウェブ会議の操作説明をいたします。

ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにしていただきますようお願いいたします。御発言される際は、「挙手」をクリックしてお知らせください。御発言が終わられましたら、「手を下げる」をクリックしてください。また、オブザーバー及び傍聴の皆様は、マイクだけではなくカメラについても常時オフに設定をお願いいたします。

続きまして、本日の資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料1は「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」、資料2は「対象消費者への情報提供の在り方」、資料3は「実効性、効率性及び利便性を高める方策」についての資料です。

以上でございます。

【2. 個別論点】

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、本日は、前回に続きまして、個別論点の3巡目の議論になります。

本日は、「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」、「対象消費者への情報提供の在り方」並びに「実効性、効率性及び利便性を高める方策」、大きくはこの3つの論点について取り上げたいと思います。

いずれも、事務局から説明の後、それぞれについて、質疑応答、意見交換を行うという流れで進めたいと思います。

まず、最初のテーマであります「特定適格消費者団体の活動を支える環境整備」について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

事務局でございます。

資料1に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、資料1の2ページに参りまして、これまでの御議論を踏まえました基本的な方向性を整理しております。1つ目の○で、現状を踏まえ、消費者団体訴訟制度の実効性を向上させる上での情報面、体制面・財政面、事務負担等に関する環境整備についてさらに検討すること、2つ目の○で、併せて、消費者団体訴訟制度の運用を支える主体について法的に位置づけるなどの環境整備も検討するという形で整理をしてございます。

この後者のほうからでございますが、次の3ページにさらなる検討事項を記載してございます。①で指定法人制度を導入することとしてはどうかという御提案、②でそういった指定法人制度を導入することとした場合どのような役割を担うことが考えられるかというところを整理してございます。

続きまして、4ページが、情報面、体制面・財政面の検討事項につきまして整理をしてございます。相互に関連するところがございますので、まとめて記載をしてございます。①から④に書いておりますような方策について消費者庁において検討を進めることとしてはどうかという形で記載させていただいてございます。

最後に、5ページが事務負担等についての検討事項でございまして、こちらもこれまでの御議論を踏まえまして①から⑤という形で整理をしておりまして、消費者庁においてこのような方策の検討を進めることとしてはどうかという形で整理をしてございます。

御説明は以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、順次、質疑応答と意見交換を進めたいと思いますが、前回までと同様、各委員に一通り意見を述べていただくにとどまらず、それぞれの御意見に対する御質問あるいは御意見等を充実させるということで、委員間の議論を深めていきたいと考えておりますので、恐縮ですけれども、御発言は1回当たりおおむね2分程度を目途としていただき、また、他の委員の御意見を踏まえてさらなる御意見も積極的にいただきますようお願ひいたします。

今、御説明とおり、このテーマについては検討事項が大きく3つに分かれておりますので、それぞれに区切って進めたいと思います。

まず、資料3ページ、この運用を支える主体の指定法人制度の導入の点につきまして、御意見あるいは御質問があれば、いただきたいと思います。挙手機能を用いていただければと思います。

大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

大屋でございます。ありがとうございます。

主な意見で入れていますことの幾つかは私が申し上げたことだと思いますけれども、基本的には消費者があまりいろいろなサービスの目利きができないから消費者問題が起きているということを前提にすると、適格消費者団体あるいはそこからの情報提供とされるものについても、これは正しいものであるという情報提供を十分に行わないと、例えば、消費者団体訴訟詐欺が発生する可能性がある。それを考えると、公的な承認の受皿になる団体は必要であると思っていますし、これ自体をやるかどうかというのは今後の議論で進めるところだと思いますけれども、和解の内容などとして第三者に対する寄附を認めたときに、前回だったか、議論になりましたけれども、特定適格消費者団体自身が寄附を受けるというのは、利益相反が発生する可能性がある。そうすると、そういうしたものを見回す、行為規制の網を通す意味でもこういう受皿的な団体をつくっておくことは非常に望ましいことかと、個人的には思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、大高委員、お願ひいたします。

○大高委員

ありがとうございます。

私も、大高委員と同じく、こういったこれまで消費者団体訴訟制度をいろいろな面で支えてきた主体があるとして、そういった主体をさらにオーソライズして、消費者団体訴訟制度のキーステーションのような形で位置づけていくという構想自体は、一つの支援の方向性としてあり得るものと思っております。例示されている役割についても、もし実現すれば、差止請求や被害回復請求を実効化するという大きな助けになるだろうと思いますので、この方向で、具体的な検討を進めていくこと自体に対しては、賛成をしたいと思います。

ただ、こういったその指定法人制の導入は、一方で、特定適格消費者団体や適格消費者団体の役割の活動の在り方にも一定の影響を与える側面もございますので、今後、具体的な検討を進めるに当たっては、団体の意見・ニーズなども踏まえながら、しっかりと意見交換をして進めてもらいたいと思います。

また、こういった指定法人みたいな仕組みを導入するとしても、指定法人に人となり物の裏づけがなければ、絵に描いた餅になってしまいますので、少なくともこういった指定法人が自律的に運営できるようになるまでは、財政面も含めて公的にきちんとしていくことが不可欠であると思いますので、その辺りの支援がきちんとなされる必要があることは指摘をしておきたいと思います。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、河野委員、お願いいいたします。

○河野委員

ありがとうございます。

団体の活動を支える環境整備に関しまして、制度の実効性を高めるためには改善できるところから早期に着手していただければと思います。

これまでの議論において、この制度の円滑な活用を進めるためには、起爆剤になるものと持続性を担保する補充エネルギーの両者が必要であるとの御意見をいただいていまして、その視点で考えますと、ここで御提案いただいている環境整備は、制度の根幹である訴訟関連業務ではなくて、組織維持、制度を末長くきちんと維持していくための財政面・体制面と事務負担の軽減への実行可能と思われる対策だと受け止めました。

そこで、まず、3ページの御提案のように、現行制度のスキームの中に法的な指定法人制度を導入することで役割分担をしていくという方向性には、賛同

したいと思っております。

その際に大事だと思いますのは、新たな組織体がその制度の一部を代替することに対する関係者の方の御理解と社会からの信頼性の確保だと思っております。

併せて、今後、デジタル化が推進されていく中で、新たな法人といいましょうか、組織体に求められるのは、現在、特定適格消費者団体が担っている業務の切り分けよりも、例えば、ポータルサイトを設置・運営など、時代の趨勢を先取りする形での消費者への情報提供など、今の制度の中にこういう機能がもう少しはあるといいよね、使えるよねという視点での法人制度の導入であってほしいと思いました。

その上で、山本先生の最初の課題設定からはちょっと逸脱しますけれども、すみません。4ページの検討事項②に書いてくださっている一般消費者向けの効果的な情報提供や③に書いてくださっている事業者・事業者団体向けの情報提供に関しては、新たな指定法人の存在はかなり役立つものだと思いますし、さらに、5ページの②で御提案いただいている対象消費者への加入促進のためのアプリの活用等においても、同様の視点から、新たな指定団体の導入と併せて御検討いただければと考えています。

どちらにしても、もしこれが合意の下にゴーサインが出たとしても、実現するのはかなり先のことになるやもしれませんので、最初に申し上げたとおり、環境整備に関してはできるところから手をつけていただきたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。

消費者団体訴訟の実効的な運用を支える主体として指定法人制度を導入することについては、特段反対はいたしません。

ただ、実際の運営上の懸念が若干あります。先ほど大高委員からもありましたが、これまでの適格消費者団体のプレゼンを聞く限りでは、こうした業務を行う法人には相当な財政や人材の基盤が必要であると、各委員からもそういうお話をいただきました。

事務局にお伺いしたいのですが、消費者庁の案では相当広範囲な業務を担う

こととなりますけれども、指定法人の財政面や人員面の基盤はどのようなものをお考えになっておられるのか、導入した場合、どのような人員が必要であると考えているのか、どの程度の規模を考えておられるのか、そういういた想定しているもの、実際に想定されている実在する団体としてはどんなものがあるのか、その辺がイメージをできませんと、どうしても運用自体が本当にできるのかどうかという懸念が残ってしまうということでございます。

もう一つ、指定法人制度を導入した場合に担う役割について、想定されている業務のうち、消費者の権利を通して受け取るという立場、案が出されておりましたけれども、こういうことを考慮しますと、特定適格消費者団体から業務を受託するという在り方でいいのかどうか、その辺も若干議論が必要ではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

質問としていただいた部分もあると思いますが、消費者庁からお答えいただける部分はありますか。

○伊吹専門官

事務局でございます。

御質問いただいた点につきまして、今回御提案しているような指定法人に関してどのような人員あるいは規模を想定しているのかという御質問と受け取らせていただきました。これにつきましては、今回はこの3ページの②で、まず、どういった役割を担うことが考えられるかというところを御議論いただく検討事項としておりますけれども、その辺りの御議論をいただいた上で、それに基づいて必要な範囲の規模などについてさらに検討していくところになるかと考えてございます。

以上でございます。

○山本座長

後藤委員、よろしいでしょうか。

○後藤委員

まだ具体的なところが想定されていないということでおよろしいでしょうか。

○山本座長

恐らく、今の御回答は、今日の議論の検討事項ですけれども、どういう役割を担わせるかが決まって、それで必要な規模等が決まってきて、その後に検討するという感じではないかというお話だったかと思いますけれども。

○後藤委員

分かりました。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願ひいたします。

○木村委員

問題意識自体は理解できるところですけれども、この指定法人制度というものありきで議論を進めるべきかどうかということに少々疑問がございまして、特定適格消費者団体以外の団体、この制度を支える組織としての団体にどういった役割が期待されるのか、その制度の役割を果たすまでの制度上の障害がどこにあるのかといった辺りを整理した上で、指定法人制度が必要なのかどうか、ないしは、ほかの制度があり得なのかという議論が必要なのではないかと考えています。

仮に、指定法人制度を設ける場合、3ページにおきまして団体・事業者から消費者への金銭の支払の受託ということも書かれており、こういったものを担ったり、寄附の受皿になるといった、高い公正性や透明性が求められるような役割が例示されていますので、もし指定法人になる法人にこういった役割を担わせるということでしたら、消費者庁において、指定法人を認定するときの要件立てや監督の在り方については、現在の訴訟の主体である特定適格消費者団体と同等のレベルの監督ないしはそれになるための要件を設定していく必要があると考えております。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

既に委員の先生方から御発言があったところにあまり付け加えるところはないのですけれども、基本的に今回示されている問題意識に沿って指定法人という制度を検討していくことには大きな意義があるのでないかと考えております。

役割につきまして、3ページで、②に、幾つか、6点ほど例示されているということかと思います。特に金銭が関係するものは、直前の木村委員の発言にもありましたけれども、和解における寄附の受皿や金銭の支払の受託といったものにつきましては、どんな団体でもよいというわけにはいかない側面があるだろうと思われますので、こうした指定法人制度のような枠組みの下で、一定の基準が満たされて、監督も一定の範囲で受けるという団体、こういう制度を設けることの必要性が高いのではないかと思われますし、こうした制度をつくったのであれば、こうした団体に周知広報などの局面での役割も期待するということには合理性があるのではないかと考えております。

今挙げていただいている業務、役割の中で、様々なものがありますけれども、3番目の金銭の支払の受託につきましては、どういう形での支払が想定されるのかということにも関わるかもしれませんけれども、かなり事務的には負担が大きいものになり得るのかなという印象も持っております。対象消費者への該当性についての確認等々、場合によっては判断的なものも必要になってくるのかとか、その辺りは具体的にどういう場面を想定するのかということにも依存してくるかと思いますけれども、相当数に上る消費者についての支払を代行していくということだとしますと、それなりに人的あるいは物的なリソースが必要になるかと思われます。これも委ねるという方向で考えることはよいのではないかと思われますけれども、既に御発言が出ておりますように、特にそのスタートアップの段階では、リソース面できちんと業務が提供できるような形で、スタートできるような支援が重要になってくるかと思いますので、公的な支援も含めて御検討をお願いしたいと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

先ほどの河野委員の御発言にもありましたけれども、相互に関連した問題でするので、また戻っていただきても結構ですけれども、今度は、資料の4ページ、情報面、体制面・財政面についての検討事項、この点について御議論をいただければと思います。どなたからでも結構ですので、御発言をいただければと思

ます。いかがでしょうか。

大屋委員、お願ひいたします。

○大屋委員

ありがとうございます。

取りあえず時間を稼いでおこうと思うのですけれども、これについては、消費者庁としてやるといいよねということのリストであって、基本的にやるといいよねという感じがするので、ぜひ取り組んでいきたい、こういうことをやって悪いことがあるかどうかよく分からないという感じでは思っています。

そのうちの幾つかは先ほど後藤委員から示された懸念に対応するものにもなっていると思います。例えば、第4点について言うと、これがどういうものか、私もよくイメージはできませんが、収益事業をやってもらって自走化するというのはどうだろうか、一応検討はしますということであると。あるいは、ここには挙がっていませんけれども、先ほどののような指定法人制度のような枠組みの下の団体をつくるかどうかはともかくとして、今のエコシステムが回っていないのは事実だと思われますので、それをスタートするために、例えば、典型的なものは財政的支援だと思いますけれども、それだけではなくて様々な事務的支援、内容的支援を考えていこうということだと思いますので、これについては温かく歓迎すればいいのかなと思っています。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願ひします。

○大高委員

ありがとうございます。

私も基本的には大屋委員とほぼ同じ意見になりますけれども、恐らくこの資料1の4ページについては、これまで委員会で出てきた意見やアイデアを踏まえてまとめていただいたところだと思っておりますので、方向性自体については全く違和感ありません。むしろどう具体化していくかが重要になってくると思いますので、ぜひこの方向で検討していただきたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
河野委員、お願ひします。

○河野委員

ありがとうございます。
私も先ほど2番と3番については少し触れさせていただきましたけれども、この4ページの検討事項についてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

特に、1番に関しましては、第一段階で、共通義務が確認された時点で国民生活センターや消費生活センターのホームページ上に何らかの情報のアップということを考えていただければ、大変うれしいと思っているところです。それが可能になるような形での対応をお願いしたいと思います。

4番に関しては、3ページの御提案とも深く関連するところだと思いますけれども、現在の団体において新たな収益事業をやっていただくという提案は私もいいと思うのですけれども、本来、特定適格消費者団体における消費者側から見たときに絶対にお願いしたい業務は、消費者団体訴訟制度の被害救済において大きな役割を果たしていただきたいということなので、例えば、そこには差し障りがあるような収益事業を並行してやることになったときに本末転倒にならないかなという疑念は多少抱いているところです。できれば、継続的な収益事業よりは、何らかの形での財政的な支援があるといいなという希望を申したいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
よろしければ、この資料の最後になりますけれども、5ページ、事務負担の検討事項について、御意見あるいは御質問があれば、いただきたいと思います。
大高委員、お願ひします。

○大高委員

ありがとうございます。
こちらの検討事項につきましても、先ほどの情報面・体制面等についての検討事項と同じく、これまで委員会で意見があったところはある程度まとめていただいたものと思いますので、方向性についてはいずれも違和感はございません。賛成をしたいと思います。これも、同じく、具体的にはどういった施策が実

現していくかというところのほうがむしろ重要だと思っております。

その上で、何点か申し上げたいと思います。

まず、①の意思確認の負担の軽減や②の対象消費者の加入に関する団体の負担軽減については、そういった手続の効率化を図っていくことは非常に重要だと思っております。その点で、例えば、②の例示で挙がっている、アプリケーション、ITツールの活用も一つの方法かと思いますが、先ほど河野委員から指定法人の活用という話も出ておりましたけれども、私が聞くところでは、アプリの開発はちゃんとしたものを作りたいと思うとそれなりの費用がかかると聞いております。現在の特定適格消費者団体等がこれを現実的にやるのは難しいと思っていますので、誰がどういうふうに開発していくのかという辺りの知恵はちゃんと絞らないといけないなと思っています。

また、特定適格消費者団体の認定の有効期間や更新基準についてもここに書いてある方向で見直しをしていくことについては賛成したいと思いますし、それに限らず、もし現行のガイドライン等の中で実態に合っていない箇所があるのであれば、もちろんそれについてこれを機会に適宜見直していただくことは大変結構なことはないかと思っています。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。

私も、ここで検討事項として挙げられている点について検討を進めていただくことに賛成したいと思っております。

内容的なことについて、1点だけ、追加でコメントさせていただきたいと思います。①で出ている消費者の意思確認の問題につきまして、これは負担軽減という観点からしますと非常に重要な課題だろうと考えております。本日の資料でも消費者の利益に配慮しつつとありますけれども、この点への十分な配慮が必要だと思っています。意思確認の簡素化の方法として、オプトアウト的なやり方を導入することも想定されているのだろうと理解しております。それはあり得る方法だと思いますが、そうであれば、例えば、当初の授権の段階等で、こうしたオプトアウトのようなこと、後々そういう処理があり得るということについて、対象消費者に十分に注意を喚起しておくといった慎重な進め

方が望まれるかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この資料1の部分で、私が御意見を伺った限りにおいては、おおむね基本的には資料のとおりで賛成いただいた御意見が多かったように思います。指定法人の問題につきましては、指定法人ありきで検討するのはいかがかという御意見はございましたけれども、基本的にはこの方向で賛成あるいは理解できるという御意見が多かったように思いました。

ただ、個々の点においては、特に金銭の和解あるいは寄附の受皿になるという観点から、一方では、事務的な負担等が大きくという観点から、特にスタートアップの時点においては、財政的な支援等の方策を考える必要があるのではないかという御意見があり、他方においては、その指定の要件あるいは監督といった点について十分な配慮が必要ではないかという観点からの御意見もあったように思います。

また、4ページ、5ページの辺りについては、基本的には賛成で、個々の項目について幾つか御意見を頂戴したように思いますので、これらの点については、今後、引き続き消費者庁等において具体的な措置をしていく際に、いただいた御意見を考慮していただくことになるかと思います。

以上、資料1についてはおおむね御議論いただけたかと思いますが、ほかに全体について御発言はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、資料2「対象を消費者への情報提供の在り方」の点についての議論に移りたいと思います。

まず、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

御説明させていただきます。

資料2を御覧いただければと存じます。

2ページで、これまでの御議論を踏まえました基本的な方向性をお示ししております。1つ目の○で行政や事業者の役割をより積極的なものとして、主体間での連携・補完により、信頼性を確保しつつ、情報提供を強化すべきだという点。2つ目の○で、そのように基本的な役割の明確化しつつ、事案ごとに効果的

な情報提供を実施する仕組みが必要であるという点。3つ目の○で、情報提供の趣旨・目的あるいは伝えるべき対象に照らし、伝達手段と内容に工夫が必要であるという点。最後の○で、実効性が高い個別通知の十分な実施のためには、事業者において連絡先を確保するインセンティブとなる制度が望ましく、かつ、情報を有する第三者による協力が期待されるという形で整理してございます。

これらのこれまでの議論を踏まえまして、3ページで、役割分担・情報提供の仕組みの案の全体像をお示ししております。まず、上のほうのグレーですが、情報提供の段階に着目した各主体の役割分担の案ということで、情報提供の趣旨・目的としてIとIIに分けておりまして、それぞれに対する団体・事業者・行政の役割分担の案を記載してございます。また、その下のグレーの実効性を高める仕組みの案ということで、対象消費者の所在等に関する情報保全をする仕組みと第三者による開示といった仕組みを案として記載させていただいております。

このうち前半の役割分担の案につきましては、4ページにイメージの図をお入れしておりますので、またこちらも適宜御参照いただければと存じます。

さらに、5ページで、主体ごとの役割の具体的な方向性をお示ししております。まず、団体につきましては、通知で、ブルーで記載しておりますけれども、通知事項の一部について簡略化またはインターネット掲載による提供を可能とするという御提案をしております。次の事業者に関しましては、個別連絡で、新規でございまして、知れている対象消費者に対する個別連絡を事業者の役割とするものでございます。また、公告のための一定額の負担ということで、対象消費者全員への個別連絡ができない場合に、団体による公告に資する一定の額を事業者が負担することを案として記載してございます。また、最後の行政でございますけれども、内閣総理大臣による公表を拡充すること、その他補完的役割としまして各機関との情報発信・個別対応を強化することや指定法人の指定・監督を記載してございます。

これらの案を踏まえまして6ページ以下に検討事項を整理しております。まず、6ページの検討事項①に関しましては、情報提供の実効性を確保し、各主体で合理的な役割分担を実現するという観点から、仕組みの案についてどのように考えるかというものですございます。これまでの御議論を踏まえた検討のポイントを下に記載してございますので、適宜こちらの視点も踏まえて御議論いただければと存じます。

続きまして、7ページ、検討事項②でございまして、仮に先ほどのような仕組みを導入するとして、各主体による情報提供の実効性を確保するため、手当をすべき点はあるかということで、検討のポイントを2点ほど記載してございますので、これらも踏まえて御議論いただければと存じます。

最後、8ページ、その他でございまして、1つ目の○は、対象消費者に関する

情報を有している第三者が、一定の場合に、団体に対して当該情報提供できるという規定を設けることで、情報開示の実効性が確保できるかどうかという点、また、次の〇は、先ほども御議論いただきました指定法人制度を導入するとして、この情報提供の場面で留意すべき点はあるかという点でございます。

事務局からの説明は以上でございますが、今後の進行に関しまして座長に提案なのですけれども、河野委員が御退出されるのが16時と伺っておりまして、時間が近づいていることもございますので、一度河野委員からこの後の議題も含めて御発言いただけけるようでしたらお願ひできればと存じます。よろしくお願ひいたします。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、事務局からお話がありましたけれども、河野委員の御退席が近いということですので、今御説明のあった資料、さらには、資料3の実効性、効率性及び利便性を高める方策の点、どの点についてでも結構ですので、恐縮ですけれども、まとめて御発言をいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○河野委員

どうも御配慮いただきましてありがとうございます。お言葉に甘えまして、この資料2の論点について発言させていただきたいと思います。

御提案いただきました情報提供の仕組みの全体像、資料でいいますと3ページに関しましては、4ページにお示していただいているイメージ図等から、私のような一般消費者が理解するに、今回の御提案で、方向性とすると、よろしいのではないかと受け止めました。

ただ、指定法人の設置等は全くの未定ですので、もし指定法人が、こういった形で、全体像といいましょうか、スキームの中に入ってくるとなると、指定法人の果たす役割がかなり大きくなると思いますし、特に対象消費者の該当性といいましょうか、その方が本当にこの仕組みの中で救われる方かということに関して言うと、この指定法人が果たす役割はとても大きくなると思いますので、その辺に関しては補強が必要だと思います。

もう一点は、3ページの下段に記載してくださっています実効性を高める仕組みの2つ目ですね。対象消費者の所在に関する情報を保有する第三者による開示に関して、この方向性は支持いたします。一方で、自分の被害を自覚していない対象消費者にとって、被害救済のためとはいえ、不意打ち的に連絡が来ることへの不安感は拭えないと思っておりますので、実効性を高めるためには、

この3ページの1つ目に記載していただいている事業者が有する対象消費者の所在等に関する情報を保全する仕組みを優先して担保していただき、第三者への依頼を行う前に事業者の情報提供の義務づけと強化を求めるべきと考えています。

同時に、義務づけもなかなか難しいところかと思いますので、事業者が積極的に取り組むためのインセンティブの検討も大事だと考えています。私には腹案が現在はございませんので、専門家の先生方のお知恵をぜひ拝借して、事業者の方に積極的に情報開示していただくような方策を考えていただければと思いました。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この資料2につきましても、順次、区切って御議論いただきたいと思います。相互にかなり関連するとは思いますが、便宜上、まず、6ページの検討事項①、全体の仕組み、合理的な役割分担の実現という観点から、今回、各主体ごとの役割分担が提案されておりますが、この辺りについて、まず、基本的なところですけれども、御質問、御意見をいただければと思います。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございました。

今回、事務局から御提案いただいた各主体の役割とその具体的な方向性につきましては、特に5ページに具体的にまとめられている方向性については、基本的には違和感はございません。賛成したいと思います。恐らく理由という趣旨でまとめられていると思われる関係する主な意見についても、非常に賛同できるところでありますので、ぜひこの方向でと考えております。

その前提で、何点か付け加えてコメントをさせていただきます。

一般的に申し上げれば、その対象消費者に簡易確定手続の存在を認知させるという観点からすれば、どの主体よりも、一般的には、事業者から連絡をするというのが一番効果的だらうと思っております。通常は既に何らかの事業者との関係が消費者にはできておりますから、事業者から連絡されることが一番気づきやすいですし、その内容について信用する可能性が高いというところで、最もふさわしい、要するに、何の関係もない団体からいきなら連絡されるよりは事業者から連絡を受けるほうが、一般的には、消費者とすれば、気づきやすいし、信用もしやすいだらうと思います。

また、前回の議論のときにも出ておりましたけれども、事業者が対象消費者の連絡先情報を保有しているという場合であれば、連絡に要する費用も公告をすることに比べれば安く済むわけですので、事業者による個別連絡が圧倒的に費用対効果に優れた方法であろうということは明らかだらうと思います。

ただ、この事業者からの個別連絡で注意が必要なのは、可能性の話ですけれども、悪意ある事業者が二次被害を招くような内容の連絡をするおそれがないとは言えないというのは確かかと思います。例えば、手続き参加のためには事業者に対して一定のお金を払う必要があるんだみたいな明らかな虚偽の連絡をするとか、そこも否定はできないわけです。けれども、そういうおそれがあるから事業者からの個別連絡は好ましくないというのはやや議論の飛躍があるよう思います。そういうおそれがある場合については、例外的に団体からの申立てで個別連絡をさせないとか、そういう方法での対処もあるわけですので、そういうおそれがあるから一律に事業者からの個別連絡は望ましくないというのはどうかなと思います。ただ、そういう問題があることを認識はしておくべきだらうと思います。

事業者による公告費用の一部負担も提案いただいておりますけれども、私は、できるだけ事業者による個別通知に誘導するという観点から、これは非常に望ましいインセンティブ、逆インセンティブかもしれませんけれども、在り方だと思います。

問題となるのは一部負担の基準であります。私は基本的に裁判所が決めてくれればいいではないかと思っておりましたけれども、無用な争いを回避する観点から、今回御提案いただいたように、例示で挙がっておりますように、これは6ページの②のほうですね。既にありましたけれども、消費者庁が一定の基準を示すことはあり得るかと思っております。

長くなりました。取りあえずは以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしようか。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員

ありがとうございます。

全体としては、整理で示された案に賛成であるということを前提で申し上げます。本来はこういう話をするのが役割かもしれないのですけれども、大きな話をさせていただくと、要するに、消費者をめぐる財やサービスの流通について

て、トレーサビリティーを確保していく方向に社会的に動かさなければいけないというのが大きな流れと私自身は認識をしています。

ビッグサイエンス化が激しくなってきて、特に、例えば、製品の安全性を事前にチェックして完全を期すことがどんどん難しくなってきている。完全を期してからでないと商品を世に出してはいけないということになると、これは大幅にイノベーションを阻害することになるという状況がある。今後は、さらに、例えば、AIを利活用した商品、サービスが市場に登場すると思いますけれども、AIが問題を起こさないことの事前確認は不可能に近いわけですね。常にそこにはバイアスであるとか誤学習の問題は発生し得ることを考えると、サービス投入側としては一定の問題性があり得るであろうということを知りつつ、しかし、その財やサービスが生み出されることによる世界全体のメリットを考えて、上市するという選択をせざるを得なくなるであろうと思います。この場合に、そこで生じた被害を救済するために必要なことが、つまり、トレーサビリティーであって、財やサービスが世に出るのだけれども、誰に届いたかということがトレースできるので、修正できます、被害回復が迅速にできますという形になっていることが非常に重要なのだろうと思います。

その観点から言うと、これによって、例えば、情報保存やその安全性確保のコストが産業にかかるよねということは事実だろうと思うのですけれども、しかし、社会全体としてはその方法に行かざるを得ない。その直接的なトレーサビリティーの確保をきちんとやらないと、例えば、20年たってからファンヒーターに欠陥がありましたと言って、誰に届くのか、そもそもその製品が残っているか分からないようなCMを延々とテレビで打ち続けるという事態が発生するわけですね。そのトレーサビリティー確保のために適切なインセンティブの設計が行われるのが望ましいと思っています。

その観点から申し上げると、事業者に個別に連絡してもらう、個別連絡できるような体制を整えてもらうことが望ましい。これは、消費者問題の解決にとって望ましいという大高委員のお話だけではなくて、社会全体のリスク管理として望ましいであろうと思いますし、それを怠った場合には、問題が起きたら、公告のために多大な費用を出さなければいけないというディスインセンティブをかけることによって、そうしないようにするという制度設計が望ましかろうと思っています。

その観点で、私も論点②に飛んでしまうのですが、若干懸念があるのは、その基準額を消費者庁が事前に定めるということとして、一方では、予見可能性がないとつらいという事業者側の論点は大変よく分かるところではあるのですが、逆に、その費用が余りに低廉であった場合には、先ほど言ったように、情報を補完したり安全を確保したりするためにお金がかかるわけですから、消してしま

ったほうが安いではないかという反応を事業者に対して誘発しかねないと思うところではあります。

これについては、正直に言うと、自分では中立的なつもりの立場で言うと、事業者のある種の悪意の有無といいますか。故意の有無というか、そういうところで本来は線引きをしたいのだよなと思うところがあります。具体的に言うと、例えば、アメ横みたいな直接対面販売、現金で動かしているときは、そもそも手元に情報がないわけですよね。こういった場合に、その個別連絡ができないからといって多大な費用を事業者に課すことが望ましいかと言われると、それはよく分からぬ。そうではない、さすがにそれはきついのではないかと個人的には思う。他方で、例えば、企業が直接通信販売を行って、したがって、その時点では到達可能な連絡先を確実に持っていたにもかかわらず、消してしまいましたというようなことをやられた場合には、これは背信的悪意だろうというぐらいに捉えて、プロヒビティブな、禁止的な費用を課すことが、インセンティブ設計的には望ましいかと思っています。

その観点から言うと、その辺りの判断も含めて裁判所が個別具体的にやってくれるのがいいのではないか、アメリカだったらそうするのではないかみたいに思うところはあるのですが、ただし、それはそれで裁判所が大変だとか、そういうピュニティブダメージ的な考え方を我々はあまり取りたくないのだということであれば、論点にて提案されているような事前の基準でもよいのかなと思っています。

すみません。長くなりましたが、以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願ひいたします。

○木村委員

今回の資料の5ページ、知れている消費者に対する個別連絡を事業者の役割とするという御提案は、もともとこの制度の建付けでは消費者と個別にコミュニケーションをする主体は団体であるということですし、一段階目で事業者が敗訴をしている場合には、団体の事業者に対して情報開示を請求できることになっております。その段階で事業者が情報を持っていないことについてどういうふうに対処すべきかということは別に議論があるというか、先ほど河野委員がおっしゃったとおり、情報保全の仕組みで対処すべきかと思いますが、それを超えて事業者側に個別連絡の役割を課すことについては、賛成できないと考

えております。また、「知れている」というところについても恐らく争いが生じ得ると考えられます。事業者が個別連絡をしたのかどうかということについても、誰がどう確認するのかといった問題は恐らく生じるだろうと思いますから、個別連絡の義務を事業者に課すことは適当でないと改めて考えるわけです。事業者と団体が協議して合意した上で事業者が自発的に連絡をするということであれば十分議論できるかなと思っておりますので、義務づけというよりは、そうした合意による事業者からの個別連絡を志向されるほうがよろしいのではないかと考えております。

また、事業者が全員に対して個別連絡ができない場合には、団体の公告のうち一定額を事業者が負担するという御提案についてですが、費用は従前どおり団体側が負担するという建付けであるべきと思っております。今後、現行法の考え方を改めて変えなければいけないというまでの理屈があるのかどうかというところは議論していただく必要があるかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

私も、今日の資料、5ページで提示いただいている方向性に基本的には賛成したいと考えております。個別連絡を事業者がするのか団体がするのかというのは、確かにケース・バイ・ケースの面もあろうかと思われるところで、現在は団体がすることになっているところを一律に事業者が全てをするとすべきなのかというと、そうでない場面もあるかもしれないというのは既に御指摘のとおりかと思います。したがって、その適切な振り分けが可能になるような仕組みは、今回の方向性で考えていく場合には、さらに検討が必要かと思います。

ただ、具体的なと申しますか、現実に通知を誰がするかということと費用を誰が負担すべきなのかという問題があるかと思われまして、団体が通知するということであるといたしましても、既に共通義務が確認されている前提で考えますと、事業者としては相当多数の対象消費者に対して共通義務も負うことが裁判上で認定をされているということで、来る第二段階の手続は、届出消費者との間でその権利義務を具体的に確定し、それを履行していくというプロセスになるわけです。こうした手続の前提としての通知、消費者の権利行使の前提

としての通知になるわけですので、これは事業者側にその費用を負担させるという考え方は基本的には十分あり得る考え方なのだろうと考えております。

そうした観点から見ますと、団体が通知をするにしても、その費用についてはまた別途考える余地があるかと思われますし、それが適切であると考えられる場合については事業者が個別に連絡をする余地を認めていくことは検討に値するのではないかと考えているところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願いいいたします。

○後藤委員

ありがとうございます。

私は、前回、この議論があったときに欠席をしましたので、どういう議論がなされてきたかというのには十分に承知していないのですけれども、第4回検討会の議論の際にも若干申し上げましたけれども、この建付け上は、通知公告費用については、消費者庁のQ&Aにまとめられているとおり、訴訟の準備のための費用であって、また、通知公告の方法について特定適格消費者団体に委ねられている、特定適格消費者団体が負担するという制度の建付けになっているかと思っております。

今回の内容では、事業者が消費者団体に個別通知を行うとか、公告のための一定額の負担を義務づけるということになると、従来の建付けとは違った特定適格消費者団体の通知公告義務の事業者への自主的な転換という理解でいいのか。そこがまだ若干飲み込めていない部分もあります。

先ほど木村委員からも発言があったかと思うのですが、すべての事案について対象消費者に事業者が個別連絡をするというのは必然性がないと感じていますし、一定額は何を根拠にという基準の問題も若干あると思います。それから、もし、御提案のような制度を設けるのであれば、消費者団体と事業者が、双方合意の上、連名でやるとか、いろいろな方法がまだ知恵として考えられるのではないか。

和解手続において特定適格消費者団体と事業者の合意の上で事業者が個別連絡や公告のための一定額の費用負担を行うことについては、当然、理解のできることだとは考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。
大高委員、お願ひいたします。

○大高委員

ありがとうございます。2回目で恐縮です。ほかに発言がないようであれば、少し意見を申し上げたいと思います。

木村委員、後藤委員から、立法の経緯も踏まえた反対意見がありましたので、少し立法の時の経緯を思い起こしてみると、確かに、後藤委員がおっしゃったように、Q&Aでは通知公告は団体の責任で各費用負担も団体だということに関していろいろと説明がされておるのですけれども、さらに遡って、立法時の審議会といいますか、専門調査会のときの報告書では、原則としてこういう通知公告費用は団体の費用としつつ、既に事業者の責任が認められている段階であることを踏まえて、一定の場合にはそういった費用を事業者に負担させることも考えられるとされていたところであります。ただ、その後の消費者庁の立法作業の中で、恐らく一つの政策判断として、最終的には全面的に団体の負担となつたという経緯ではないかと認識しております。

そうだとすれば、その後の状況の変化、また、他の国の事例などを踏まえて、そういう政策判断が妥当であったかどうかについては、見直しは十分にあり得るのかなと思っております。

実際、例の大学入試の男女等の差別の問題であっても、裁判になった事例はほとんど個別の通知がなされなかつたため、参加率は低かったわけですが、訴外で和解がなされて大学から個別連絡をされた事例では、大半の受験生が返金を求めた、また、返金が実現されたという事例もございますので、事業者による通知が非常に大きな役割を果たすという事例もあるわけですから、ある程度の見直しが必要だらうと思います。

また、事業者による公告費用の一部負担についても、同じように、先ほど申し上げた専門調査会でも議論がありまして、相手方の事業者が、正当な理由なく、例えば、情報提供命令等に応じない場合は、これによって申立団体が公告等を行つた場合は、その費用について事業者に対して請求することが考えられるというまとめがされていたわけです。ただ、これについては、最終的な立法では、これも恐らく消費者庁の政策判断で、こういった制度は導入されなかつたのですが、これは先ほどどなたか委員がおっしゃっていた悪意かどうかというところで、事業者の責めに帰すべき事情で、通知、そういうアプローチができなかつたかどうかで、場合によっては公告費用を負担させる考えもあるのではない

かということは、立法時から議論としてはあったように思いますので、決して突飛な考え方ではないように思っているところであります。

すみません。昔の話も含めて、思うところを申し上げさせていただきました。以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員、お願いいいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

全体について、私もこのような形で、異論のないところです。確かに、現行の建付けを変えることになるのですけれども、まさにその見直しの議論をしているわけです。現行法の下でこれまでの数年間の経験を踏まえたところ、事業者による個別通知については、1つは、コスト面で既に情報を入手している事業者から連絡をするほうが全体としてのコストが低いこと、消費者にとって、団体がまだ知名度も高くない中で、実際に事業者から通知を受けたほうが、例えば、大学から連絡があったほうが、信頼が高まるということがございます。さらには、最後、直前に大高委員が御指摘になったところですけれども、何よりもこの制度が目的とする被害者の救済の確保という点から、事業者の個別通知によるほうがはるかにその実効性が高い面あるいは場合があることが示されているという点がございますので、これらを勘案したときに、事業者による個別通知の制度を入れることは見直しの方向として適切なものと考えられると思います。

それに対しては、事業者にとって、負担になる、場合によっては、同意していないのに強制の面があるという指摘があることに対しては、これは垣内委員を含め、既に御指摘もあったし、そもそも制度導入の際からそういう議論もあったというところで、第一段階において事業者の責任が一定範囲で認められていることに伴う負担として考えることは十分可能であると思われますので、まさに見直しの在り方として望ましい方向ではないかと考えます。

ただ、今回的方法は、一種、情報提供の在り方の適切な配分、どういう情報をどの段階で提供するかという点では適切な配分になると思いますけれども、他方で、主体などについては、一種、ルートの多様化という面を持っていると思います。

ただ対象事案もさまざまなものがある中で、例えば、実際にいわゆる悪徳商法とか、詐欺的被害とか、そういう場合も念頭に置いているわけで、そういったときにその事業者から通知を個別にしてもらうということで本当にいいのかと

いうのは、非常に懸念されるところです。

そうしたときに、必ずこの方法によるのではなくて、事案ごとに適切な方法の選択が必要になるわけで、その観点は入れる必要があると思います。そうしたときに、どちらをデフォルトにするかという問題があり、その上で、誰の申出によって違う方法を取るかという選択が必要であり、かつ、それは事案ごとになりますので、裁判所の判断にかけざるを得ないことがあるのではないかと考えております。

さきほど制度の見直しということで3つを申し上げましたが、さらに、大屋委員がおっしゃったあるべき社会に向けた在り方への一歩を踏み出すという点も非常に重要な点でしたが、言い忘れましたので、付け加えさせていただきたいと思います。

費用負担につきましては、誰が行為をするかという点と費用負担をどうするかは別途考えられる話ですので、費用負担は費用負担の在り方として考えていく。そうしたときに、個別の通知が期待される中で、消費者に対する情報提供という中で、当事者間というか、関係者間の分担の問題として考えていったときには、事業者に公告の費用を分担していただくというのも、あるべき方法ではないかと考えるところです。理由は、既に様々な御指摘があったので、付け加えるところはございません。

そうしたときの在り方として、例えば、一律最低ラインで何割とか、費用の何割とか、一般的に公告にかかる何万円とか、そういう形で決めて、しかし、特にそれが相当であると認められるとき、事業者に故意や過失があつて個別の連絡ができないときには、追加する、逆に、一定の事情のもとで減額するとか、そういう調整という余地は認めてよいのではないかと思います。

そういうものを認めますと、確かに紛争の可能性が出るのですけれども、ただ、いずれにせよ、個別の通知がきちんとできたかできないかといった判断が必要になりますので、そういうルートをないようにしておくよりは、あえてそういうルートがあるほうが適切ではないかと考えるところです。これは費用の負担についてです。

3点目として、後藤委員が御指摘になった点で少し気になった点がございます。それは、誰の名で通知を行うかという問題と誰が通知を行うかという問題です。例えば、契約などでも、3人いるときに、3人の連名で行うことと、そのうちの1人が実施することはまた別途考えられるところです。ですから、ただ事業者が通知するというのも、消費者団体との間でこういうことがあって、実際には消費者団体の第二段階の訴訟等につなげていくわけですから、当然消費者団体の名前も出ることになるのだろうと思います。ですから、どういう内容を盛り込んだ通知をするかの中に誰の名かということも入ってくるのではないか

かと思った次第です。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願ひいたします。

○木村委員

大高委員と沖野委員からいろいろ御指摘があったことについて思うところを述べさせていただきます。事案ごとによってどういった通知の仕方が適切かという点は大いに変わってくるということだと思います。そもそもどれほどの情報を事業者が持っているのかということや事業者の性質等々、事案によってのアプローチの仕方はいろいろ変わり得るところですので、一つのオプションとして事業者と団体の間で合意をした上で事業者が通知をするということを申し上げました。これは和解的な手法ということで申し上げているわけですが、それでも、一段階目の訴訟の中で、裁判所が事業者と団体の双方から事情を聞いた上で、事業者が通知を行うべきなのか、団体が通知を行うべきなのか、また、費用負担をどうすべきなのかということについて個別の判断を第一段階の手続の中で行っていただくというのであれば、ワークし得ると思いました。

それはオプションを増やすという趣旨で賛成できると思いますが、一律に事業者側が通知をすることがデフォルトのルールであるというやり方はいかがなものかと考えます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大高委員、どうぞ。

○大高委員

何度も申し訳ないです。今、木村委員、また、沖野委員の御発言を踏まえて、少し私も思うところを申し上げます。

確かに、おっしゃるとおり、事案に応じて、私自身が申し上げたように、そもそも事業者から通知をさせることができてますいケースもありますので、そういう意味では、ケース・バイ・ケースで適切な方法があるというのはそのとおりだらうと思っておりまして、そういう意味では、ケース・バイ・ケースとし

た場合に、誰がその適切な内容を決めるのかというのがあると思います。もちろん、木村委員なり後藤委員がおっしゃるように、団体と事業者で合意できればいいのですけれども、合意ができないような場合、若しくは応じない、明らかに事業者にやってもらったほうがいい事案なのに、事業者がなぜ何かしらの理由で応じてくれないときに、応じなかった場合の逆インセンティブ的な仕組みは用意しておかないと、そういう意味では、逆に言えば、個別的にやるにしてもワークしないのではないかと思いますので、その点も含めて御検討をお願いしたいと思います。

それに併せて、結局、リコールとか、そういったところでも、基本的には事業者の負担でいろいろ対応していると思っておりますので、そういったことも考慮すると、基本的には事業者にやっていただく方向でできるだけ進めていただきたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

今大高委員が御指摘になったのと同じ内容なのですが、先ほど申し上げた自分の発言を補足させていただきますと、事案によるので適切な選別が必要であることと、事案によって適切な方法になるようにという余地を認めることと、これがそれぞれどういうものか、事案ごとに、どうかという判断をしていき、デフォルト化をどちらにするかという形ではつくらないというのとはまた別の話で、先ほど申し上げましたように、コストや信頼面、救済の実効確保、あるいは、より大きな観点からしても、まずは個別通知ができるような状態に事業者があるということが確保できて、個別通知が実現できることがあるべき方向ではないかと考えられます。基本的にそちらがデフォルトで、しかし、適切でないという場合にはそうではないという判断ができるようにというルール化をした上で、しかし、具体的にはその下で判断していくという仕組みが十分に考えられるのではないか。それから、同意については、不当に拒まれるという問題がありますので、正当な理由のない拒絶に対して、仮に同意があることが基本だとしても、不当な拒絶の場合には合意がなくてもできるというルートは必ず用意する必要があるのだろうと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。
ほかによろしいでしょうか。
それでは、木村委員、どうぞ。

○木村委員

一応申し上げておこうと思ったのは、要は、不当に拒むような事業者に強いて通知をさせるとなると、それでは実効性が多分なくなってしまうので、それだったら団体でやったほうがいいときっとなるでしょう。一方で、不当に拒まないような事業者の場合は、恐らく、自分の持っている情報の中で通知することに対してそれほど嫌がることもないだろう。現実的には、うまくワークするような気もしますので、どちらかをデフォルトと決めなくても個別の判断でうまく回るような印象を受けています。ここもやってみないと分からない部分はあるのですが、意見として申し上げます。

○山本座長

ありがとうございました。
それでは、大屋委員、お願いいいたします。

○大屋委員

繰り返し、すみません。
ここについては、もちろん白地でオープンクエスチョンにしておいて、例えば、裁判所にも頑張ってもらうという手もありだとは思います。とはいっても、一応のデフォルトルールは設定しようというのも当然あり得る考え方である。そのときに、デフォルトとした場合の執行のしやすさを考える、特に当事者が嫌がった場合に執行できるということを考えると、これ自体に事業者側の委員からは厳しい意見も寄せられているわけですが、公告のため費用負担をさせるというのは大きいお金を一発取ればいい、強制的に支払わせるということなので、当事者が嫌がってもできるだろうと。それに対し、個別連絡をさせるというのは結構困難である、当事者が嫌がっているのにさせるのは困難であるとすると、例えば公告のためのそれなりの額、ある程度、事業者が回避したくなる額でないといけないわけですけれども、その負担をすることをデフォルトとした上で、事業者が個別連絡をするという場合には、そちらにイグジットできる、事業者からの申出で個別連絡をすることによって公告費用の負担を逃れができるという制度設計の仕方もあるうかとは思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、沖野委員、お願ひいたします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

木村委員の御指摘は大変もっともだと思いました。

しかし、そうではあっても、規律を設けることで、基本的には個別通知ということですので、仮に理由がなく拒むような場合にはそれが命じられる場合もあるということが、個別通知ができないならできないで、理由をしっかりと示してもらうということにもなるでしょうし、今大屋委員が御指摘になった公告における費用負担の問題との関係もありますので、実際に動かすために、拒絶するような事業者に個別通知をさせて大丈夫かという御懸念は確かにあると思いますけれども、制度設計としては、そうではあっても入れることが考えられるのではないかと思ったところです。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

既に議論は資料の7ページの検討事項②、事業者の個別連絡の履行の確認というか、その実効性の問題、費用負担、事業者に一定額の負担を合理的な範囲で限定することの方策の辺りに既に御意見は及んでいると思いますので、この点も含めて、さっきの第1点目についての引き続きの御意見も結構ですが、この第2点も含めて御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

大高委員、お願ひします。

○大高委員

ありがとうございます。

先ほど、私はこの論点も少し申しましたところでありますけれども、先ほどの論点でも大屋委員からありましたように、まずその事業者の個別連絡の履行をどう確保するかというのは、執行に関しては専門の先生がいらっしゃいますので、またコメントをいただければと思います。私も、直感的には、なかなか直接それを履行させるのは難しいのかなと思っておりますので、何らかの間接的な方向で履行を確保するのが基本的には望ましいのかなと思っております。

そういう意味では、先ほど大屋委員からありましたような、これはコンセンサスが得られるかどうかという問題はありますけれども、公告費用なりを一定額で負担することデフォルトルールとして、個別通知をきちんとやった場合は減額されるもしくはゼロになるというのは、確かに、提案として、仕組みとしては、大変興味深い、面白い提案だなと思いました。

また、一方で、場合によってはその履行状況を裁判所なり団体に報告させて、例えば、そこに虚偽の報告があれば、一定の公告費負担を命じるもしくは割増負担を命じるというのもそのバリエーションとしてあるかもしれないと思いました。

これは参考になるかどうか分からぬのですが、特定商取引法の行政処分で、違反事業者に対して、条文上は、消費者利益を保護するために必要な措置を指示することができるとありますと、逐条解説等によりますと、指示の例として、例えば、不実告知等、不適切な行為を行っていた事業者に対して、そういった不実告知によって処分を受けましたという旨をお客様に通知をしなさいという指示ができるといった例が挙げられております。

この違反に関しては、刑事罰等のサンクションもありますので、当然こういった指示を出した行政は、きちんと履行されているかどうかを何らかの方法で、見守ったり、若しくは監督をしたりしているかと思います。この辺りの行政庁が実際にどうやって守らせているのかというノウハウは非常に参考なるかと思っておりまして、場合によっては、その辺りを事務局で少し情報収集をしていただけだと面白いかなと思っております。

こちらの検討事項には挙がっておりませんけれども、実効性を高めるための案として3ページに挙がっております、事業者が有している対象消費者に関する情報を保全する仕組みも前提として重要だらうと思っております。今回は具体的な方策についての御提案はございませんけれども、事務局でもいろいろと御検討いただいているものと理解しておりますので、ぜひこれも前向きに進めていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

公告に関する費用負担、事業者が負担する費用の範囲をあらかじめ府令で定

めておくという御提案でございますけれども、対象消費者がどこにいるのか、全国なのか、一部地域なのかとか、どういう方法で公告するのがよいのかということで、恐らく考慮要素がいろいろあるのだろうと思っておりまして、一律に何がしかの範囲を定めておくことがうまくいくのかどうかについて若干疑念を持っているところでございます。事業者と団体が協議して公告の方法と費用を決めるということであれば、理解できると考えております。

または、先ほどの、どちらが通知するのだという話で私が申し上げたことと似てはいるのですが、一段階目の手続の中で双方当事者から事情を聞いた上で、裁判所が、合理的な公告費用、団体が公告を行うのだけれども、事業者に幾ら渡せるのかといった判断を裁判所がすることも考えられると思います。こうしたことをするに当たっては、団体からも、通知する方法、公告する方法、支出内容に関して、後ほどないしはやっている途中に情報を開示していくという義務づけによって透明性を確保するということも併せて制度設計されるべきだと考えておりますので、

併せて、合理的な方法をいったときに、特に合理的な範囲ですかね。7ページで合理的な範囲に限定すると言っているのですけれども、その合理的ということについても、御存じのとおり、事案によってかなり違ってくるということです。

要は、全員に対する個別連絡ができなかつたときに公告するという考え方を取ったときに、99%はリーチできたけれども、1%にリーチができなかつたときにどれぐらいの大規模な公告をするのかという問題もきっと出てくるだらうなと思いますので、そこに配慮しながら、個別の事案ごとに範囲を決めていくほうがよろしいのではないかと考えるところでございます。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。どうもありがとうございます。

今木村委員が御指摘された、いろいろな場合があり、また、考慮すべき要素も多様であり得るというのは御指摘のとおりではないかと思っておりまして、そういう意味では、一律に画一的に決めておくことは難しいのではないかと思います。そうしますと、これも木村委員から御示唆がありましたように、例えば、一段階目の手続において裁判所が適切な額を判断するということもあり得るの

かなと思いますけれども、何の基準もなく裁判所が相当な額を判断することもかなり難しいところはあろうかと思われまして、検討のポイントで示されておりますように、あらかじめ内閣府令等で、考慮要素としてどのようなことがあって、これがこうである場合にはこうなるし、これがこうである場合はこうであるといった一定の枠組みを示した上で、個別事案に応じた調整をも可能にしておくといったことを考えていくことが最も合理的なのかなと、今のところ、考えております。

また、個別連絡が実際に履行されたかどうかの確認の問題は大変悩ましいことでありまして、私自身の見通しでは、これが非常に心配で個々に確認をしないと任せられないという事業者であれば、それは団体が情報を受け取って団体で通知をするほうがよいということになるのかもしれないという感じがしております。

ただ、なぜそういうことになるのかということに関して、また、その費用面等での考慮はあり得るかもしれませんけれども、あまり個々に履行確認をしなければ安心してできないということであるとすると、それはその事業者が通知をすることが適切でないということになる一つの重要な事象かと思われますので、事業者の履行状況について報告をしてもらう等々のことはあると思いますけれども、その程度のことで十分安心であると思われる場合には事業者にやってもらうということでおいかと思われますが、そういったことでどの程度確認が必要なのかということと事業者に実際の通知をしてもらうのが適切かどうかということは連動することになるかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

よろしければ、私から木村委員に先ほどの御発言の趣向を確認させていただきたいのですが、裁判所が一定の合理的な額を両当事者の意見等を聞いて定めるという在り方について、第一段階の訴訟、共通義務確認という御趣旨かと思うのですが、そうおっしゃったように思ったのですが、第二段階に移って、個別通知が必ずしもうまくいかなくて、それで何らかの公告みたいなことをやることもあり得るのではないかと、これも木村委員が御発言されたと思うのですが、そういう場合に第二段階の簡易確定手続の裁判所が同じような形で合理的な額を決めるもあり得るとお考えかどうか、その辺りをクラリファイいただければ大変ありがたいのですが。

○木村委員

座長、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

やってみたけれどうまくいかなかった、第二段階に至ってうまくいかなかつたというときに、やり直しというか、どう見直しをするのかということを考え直すときに、また第二段階の裁判所で御判断いただくことも十分あり得ると思います。手続が煩雑になってしまうというくらいはあるかもしされませが、一律に決めるというよりも、個々の事情において、そのやり方や費用負担を裁判所に判断いただくのが適切と思っております。

垣内委員が御指摘のとおり、何のすべもなく、民事訴訟法第248条みたいな形になっているとなかなか難しいということかもしれませんので、考慮要素をある程度決めておくことは、制度がワークする上では必要かもしされないと私も思います。

○山本座長

ありがとうございます。よく分かりました。

ほかにこの点はいかがでしょうか。

よろしければ、この資料の最後の部分、8ページ、その他で、情報を有している第三者によってその情報を提供できるという規定を設けるという話、先ほどの指定法人に一定の役割をお願いするという辺りについて、もし、御意見があれば、あるいは、御質問があれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。

1つ目の○の第三者からの情報提供の開示根拠規定の点でありますけれども、関係する主な意見にもありますとおり、これについては、実効性はどうかという御意見もあるところです。ただ、だからといってこのような規定が不要であるということにならないのではないかとは思っております。

現実問題として第三者に対して情報提供を義務づけるというのは難しい部分もあるように思いますので、せめてこういう根拠規定があれば、第三者が提供してもいいと思っているようなケースについては、少なからず情報提供に向けた後押しになるように思いますので、ぜひ、このような方向については、前向きに検討いただきたいと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願ひします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございました。

今御指摘があった第三者からの情報提供に関して、規定の文言ぶりがどうかという問題として、提供できるという規定があったとして、しかし、法的には義務を負っているということではないと、あるいは、できるというときにそのことが持つ意味合いは法的に何なのかということを少し詰める必要があるのかなと思われまして、恐らく事業者で情報を提供するということについて懸念されるところがあるとすれば、当該情報に係る消費者等から責任を追及されるようなことがあり得ないのだろうかというところが問題となり得るところで、このできる規定を根拠として、そうした責任を免れるという免責の効果があるというようなことになるのであれば、これは確かに提供を後押しすることになるかもしれませんけれども、そこは必ずしもそうでないということでありますと、なかなか実効性確保という観点からは問題が残るのかなと思われますので、むしろ義務という形で規定できるのであれば、そちらのほうが明確になるところもあるのかなという感じもいたします。

その辺りは、文言とともに、当該規定の性質をどのように理解するのかというところにかかるところが大きいかなと感じます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、後藤委員、お願ひいたします。

○後藤委員

ありがとうございました。

いささか古い話で恐縮なのですが、平成23年の制度創設時、私は委員をさせていただきましたが、このときの報告書についても、相手方事業者以外の第三者に対する情報提供命令を認めないこととすると、ただし、第三者が任意に情報提供することを阻害しないような方策について引き続き検討すべきであるという整理のされ方をしていたかと思っております。

したがって、どのような場合に情報提供を求めるのかということを少し整理することが重要ではないかと思っておりますし、まずは、例えば、金融機関やプラットフォーマーなどの想定される情報提供者に対するヒアリングを実施して、これらの事業者がどのような場合に対応が可能なのか、これを少し精査した後でさらに検討を進めてはどうかと考えております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

議論の運び方についても御意見をいただいたと思いますが、大屋委員、お願いします。

○大屋委員

ありがとうございます。

これも多少私が言及したことがあったところだと思いますが、大きな話として言うと、先ほど申し上げたようなトレーサビリティを確保する上で中間に存在する事業者の役割が非常に大きくなっていくだろうと。事業者が直接販売しているケースでは消費者の個人情報を事業者が持っているけれども、例えば、プラットフォーマーに納入して、プラットフォーマーが売った場合、個々の消費者の情報を持っているのはプラットフォーマーであって事業者ではないということがあり得るでしょう。そうすると、そこのプラットフォーマーにたまっている情報を活用できるようにすることが長期的には望ましいと私は思っています。

ただ、後藤委員がおっしゃったことはそのとおりだと思うところでありますと、私も金融機関にもありますよねと言ったような気がするのですけれども、例えば、クレジットカードの場合、彼らのお金が誰に動いたかは多分情報が残っているのですけれども、何を買ったかはクレジットカード事業者に分からぬのははずなのですね。継続的役務提供で口座引き落としか何かをやっているとある程度は分かるかもしれないけれども、それはそもそもそういう形で使えるものかどうかもよく分からぬというのは事実だらうと思います。

現状を調査する必要があるのではないかという後藤委員の御指摘も的確かと思いますし、これについては、ある程度、多分使えそうなデータはあるよねというところに限って検討を多少前に進めるといいのではないかと思っています。

具体的に言うと、例えば、自ら販売するような形態のプラットフォーマーだと、これは明らかに使えるものがあるだろうという気はいたしますし、マーケットプレイスとか、要は、売り場を提供しているだけであって、事業者と消費者

の間での契約になっているというケースではどのような情報があるかというのはよく分からぬところがあります。

そもそも使える情報があることが明確に分かっているのであれば、まさにやらないということになった文書提出命令みたいなものを考えていても長期的にはいいのでしょうけれどもと、今、現段階ではまだ分からぬということを考えると、踏み込むとしても、できる規定までであるという気はいたしますし、その規定があることによってプラットフォーマーに過度な社会的圧力がかからないような配慮も必要かもしれませんと思います。

あるいは、とにかくプラットフォームなら何でもこういう対象になってしまふということになると過大な負担が生じる危険性もありますので、あくまで例えばですけれども、当初はいわゆる特定デジタルプラットフォームと呼ばれるような巨大事業者に限定してお話を考えてみるということも考えられるかなと思いました。

ある意味では、これについて言うと、どのプラットフォームがどのぐらいの情報をどのぐらい使える形で持っているかというのはプラットフォーム自身しか分からぬところがあります。それをどこまで出せるか、出すとしてどういう懸念があるかということを彼ら自身に考えてもらう、どういう基準で出せるかということも考えてもらう必要があるかもしれませんとも思います。そういうときに、こういう特定デジタルプラットフォームは、巨大企業であって、そういう公共政策や法務部分は結構大きいので、そういうところに事実上の御協力をいただきながら相場感を探っていくことが進め方としては考えられるかとは思いました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願いします。

○木村委員

第三者に対する情報提供と第三者の開示という話ですけれども、ここでの議論ではクレジットカードの事業者ないしはいわゆるプラットフォーム事業者が挙げられてきたと思います。

ここで問題提起したいこととして、実効性等について、どの程度の情報を持っているのかという問題と、情報を誰に渡すのかという問題があります。

どういった情報を持っているのかということについて、クレジットカード事

業者に関しては、先ほどの大屋先生の御指摘のとおり、何を買ったのかという情報を基本的にはクレジットカード事業者は持っていないということですので、ここから瑕疵がある商品が売られたときに買った人が誰か特定することは、極めて難しいのではないかと考えられるところでございます。

いわゆるプラットフォーム事業者、典型的にはEコマースのプラットフォームを想定されているのかなと思いますが、この事業者が、特定の事業者、そこに出店している事業者から特定のものを買った消費者を選別することについての困難さという問題がございます。

一例を申し上げますと、自ら売っているのではなくて、あくまで出店者が別にいて、出店者と消費者の間を結んでいるようなプラットフォームについて想定して複雑な事例を申し上げますけれども、商品カタログ、何を売っているのかというカタログを自前では持っていないくて、それはあくまでも出店している各小売事業者さんが持っていますので、何か問題があったと言われても、その問題の商品を特定するに当たっては、出店者のつくったURLベースで特定していくことが必要になり、出店する人によって表記の揺らぎがあるということです。この揺らぎをカバーする形で、問題があるものを買った人を特定していくためには、人力による作業が必要になってくるだろうということとして、事務的にはかなり負担が大きいということになります。

ですので、「できる」という規定があったときに、やってみようかということになるかというと、かなり難しいことにならざるを得ないのかなということが、まず、持っている情報について問題になるところでございます。

次に、情報を誰に渡すのかというところについては、私が以前指摘したことでもありますが、消費者から損害賠償請求やクレームを受ける可能性がありますので、消費者の情報を無断で他人である団体に提供することに関しては、消極的になる事業者が多いのではないかと考えられます。そういう意味においても、ワークするかどうか疑問があるところです。こういった制度をつくることに関しては、慎重に議論していただきたいと思っております。

若干付け加えますと、今でも、リコール情報などは当該メーカー自身が告知しないしは公告すること以外にも、プラットフォーム事業者におきましても、こういった製品に問題があるよと言われているということについては、ホームページで告知するような事業者が多いのではないかと思いますし、生命や身体に影響があるといった場合には、先ほど申し上げたようなコストをかけても、それを実際に購入した消費者への通知を試みるプラットフォーム事業者もあります。

何を申し上げたいかというと、結局、コストをかけてまでやるかというのはその事案の軽重によるところでもありますし、情報はあくまで物を買った消費

者にお渡しするというか、連絡するという方向で行っているのが今の事業者の実務だということです。

そういうふうに考えますと、瑕疵がある商品をつくってしまったと、メーカーからプラットフォーム事業者が消費者への通知を受託する、受託した上で通知を行ってその結果をメーカー等にフィードバックをするという仕組みであれば、それはワークすると思います。そういった仕組みは、法律で、必ずしもこの法律でなくてもいいわけですけれども、消費者保護に関する何らかの法律の中にこうした仕組みを定めておくこともあり得ますし、プラットフォーム事業者としてもより受け入れやすい仕組みかと思います。

誰が費用負担をするのかという問題や、行政の関わりの在り方といったものも含めて検討する必要がありますので、消費者裁判手続特例法の中で定めるよりも、中長期的にどの法律でやっていくのがいいのか、消費者行政全体の仕組みの中で、問題がある商品・サービスの購入者に対するプラットフォーム事業者からの通知という制度を考えていくのがよろしいのではないかと考えます。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願いします。

○大高委員

ありがとうございます。2回目で恐縮です。

今までの議論を伺っておりまして、少し思うところを述べさせてください。

私がこういう根拠規定があったほうがいいのではないかと申し上げていたのは、ある意味で、団体と第三者との間の協議といいますか、その根拠規定がないとなかなか団体としては第三者に対してアプローチしにくいよねというところが問題意識としてございました。

実際に、ある程度の範囲で、一定の責務、義務的なものを第三者が負うとなると、そもそも情報を持っているのかとか、もしくは、どの範囲で義務づけるのが相当なのか、そういったかなり実情も踏まえた細かな議論をしなければいけないというのはそのとおりだと思うのですけれども、それよりはむしろ先ほどの通知公告のところにもありましたように、これこそまさしく団体と第三者が協議ができるような根拠規定があると、事案に応じて、これは出しやすい、もしくは、これは、出せなくはないけれども、極端に負担が重いとか、そういったことを踏まえて、その上で合意に達すれば情報が出せるといった中、後押しになる

ような規定があるといいのではないかという問題意識で申し上げておりました。

そういう意味では、どういう書き方だとそういうものができるのか。多分それは法制的な問題だと思いますけれども、例えば、団体が情報提供を求めることができる、それに応じて第三者も応じることができると。その後に免責規定を入れるとさらに望ましいのは確かだと思いますけれども、少なくともそういう協議ができる立場にあるのだということ、団体がそういう立場にあることで明確にできればしていただきたいというのが私の申入れの趣旨であります。

もう一点、今の木村委員の御発言も含めて、先ほど河野委員からもあったかと思いますけれども、通常の消費者からすると、なぜ自分の情報が、事業者からにしろ、第三者からにしろ、なぜ団体が持っているのかということについて不安に感じる方がいらっしゃるであろうということは確かに想像に難くないところだと思います。ただ、私の意見では、だからといって、消費者団体に対して対象消費者の情報を提供するのは望ましくないとするには、なかなかそれは議論が飛躍しているかと思っております。そういう消費者が感じるであろうという合理的不安に対しては、例えば、消費者団体からきちんと情報の入手経緯や使用目的を説明して不安を拭い去るという方向で解決すべきで、そもそも情報を出さないという方向での検討はややずれているのではないかと感じております。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

今までの議論ではない2項目の指定法人制度との関係についてです。これは資料1に関わる話かとは思いますけれども、消費者への情報提供における、団体が果たす役割、行政が果たす役割を一部指定法人が担うということで、この担い方が、並行して担うのか、外出しにするというアウトソーシングなのかという問題があるように思いますけれども、両方でということになると、万全を期すかもしれませんけれども、コストが高くなるという問題がありますし、逆に、アウトソーシングになりますと、別の主体にアウトソースをするためには、行政が持っているような信頼性の高さと同じレベルのものを確保できるかという問題がありますし、消費者への個別通知、公告、いずれにしても、もちろん事案によるわけですけれども、そう楽にできることではないと思っておりま

す。それがアウトソースによってできるとすれば、コストを下げる、そこにその業務を集約することで、いろいろなスキル等が確保されるとか、そういう人たちをそこに集めているということでコストが下げられるとか、それから、指定法人ということで、より知名度が高く信頼も高いとか、そのようなことがないと、なかなかアウトソースはうまくいかないのではないかという気がしております。

何よりも、この業務があることになると、当該法人自体が、第1について、大高委員や後藤委員が御指摘になったように、人材の点、財政面でも、これらをできるだけのものを備えなければならないということになりますので、もちろん指定法人あるいは別の法人にこのような業務を依頼するあるいは担うことによって全体として望ましいやり方があるのではないかというその検討自体を阻むことにはならないのですけれども、直ちに入れるにはかなりステップが必要なものではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかに、今の指定法人の件も含めて、何かございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

今回、かなり密にやり取りをしていただいて、私の認識では、かなり御意見の幅が狭まってきたというか、意見の違いが小さくなってきたと、希望的観測かもしれませんか。そういうような印象を持ちました。

通知の点におきましては、全てこれを事業者の負担にするという意見については基本的にはあまり賛成がなく、他方で、事業者と団体の合意に基づいて事業者が通知を行っていくということはできるし望ましいということについてもおおむね異論がなかったように思われます。

問題は、その具体的な事案で、事業者に通知をしてもらうことが望ましいけれども合意ができない場合にどうするのかということであったかと思います。そのような場合に、ケース・バイ・ケースで、裁判所の一定の判断に基づいて事業者に通知をしてもらうという意見、他方では、一定のデフォルトルールを事前に形成しておくのが望ましいのではないか、例えば、事業者が個別通知を行うことを原則にしながら一定の例外を設ける等、そういう何らかのルールがあったほうがいいのではないかと、その辺りまで議論の幅が縮まっているかなと認識したところであります。

費用負担についても、同様の御議論があったように思います。裁判所が合理

的な額を定めて、それを一定の範囲で事業者に負担させるという個別の事案ごとに考えていく。原案がそうであって、内閣府令において一定の基準を設けると。ただ、これも必ずしも定額ということではなくて、一定の幅があるようなものをあらかじめ定めておくとか、あるいは、その考慮要素だけを決めておいて、あとは裁判所判断に委ねるとか、ここも幾つかのバリエーションが御議論として出ていたように思います。

最後の点、第三者の活用について、これは依然として幾つかの御意見があつて、原案のような権限規程、大高委員の言葉を借りれば協議をする前提になる手がかりとなる規定が望ましいのではないかという原案を指示する御意見がある一方では、垣内委員の御指摘だったかと思いますが、むしろ義務化の方向も考えるべきではないかという意見と、他方、木村委員から御指摘があったように、なかなか権限規程としては難しいのではないか、もう少し別のアプローチをプラットフォーマーとかの関係では考えていくべきではないかという御意見もあり、あるいは、後藤委員、大屋委員等からは、そもそもその実態ついてもう少し確認していく必要があるのではないかという御意見も示されたように思いました。

そういう点も含めて、今後の進め方も含めて、少し引き取らせていただいて、事務局で次の段階の議論、検討につなげていっていただければと思います。

それでは、以上で資料2までの議論は終えたことといたしまして、ここで若干の休憩を取らせていただいて、とはいって、時間が押していますので、休憩という名に値するのかというあればありますけれども、5分程度、休憩をさせていただいて、17時2分ぐらいに再開させていただきます。恐縮ですけれども、そのときまで御休憩いただければと思います。

(休 憩)

○山本座長

それでは、短い休憩で恐縮ですけれども、審議を再開させていただきたいと思います。

引き続きまして、資料3「実効性、効率性及び利便性を高める方策」のテーマに入りたいと思います。

まず、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○西川課長補佐

それでは、資料3でございます。

まずは、時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方について説明いたします

す。

4ページをお開きください。基本的な方向性といたしまして、対象債権の消滅時効との関係で、消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合に時効の完成猶予等の適用を受ける方策について検討するということでございます。検討のポイントとして、2点、掲げてございます。

5ページでございます。参考といたしまして、現行の特例法第38条の規定の規律のイメージを掲げてございます。

6ページでございます。検討のポイント①について、イメージ図とともに権利行使の機会を確保する必要がある場合とはいかなる場合なのかについて、実質的な理由を含めてさらに説明を加えております。

7ページでございます。検討のポイント②につきまして、特例法第38条とのバランスを踏まえる観点からさらに補充しております。

そこで、8ページといたしまして、事務局からの御提案としては次のとおりでございます。1. といたしまして、iからiiiまでの3類型につきまして、このいずれかのときから6か月を経過する時点までに消費者による対象債権についての訴えの提起があったときは、当該対象債権について時効の完成猶予及び更新との関係では、共通義務確認の訴えが提起されたときに裁判上の請求があつたものとみなす旨の記述を追加してはどうか。また、2. といたしまして、例えば、時効期間満了後、1段階目の手続が却下等により終了するまでの間に事業者から消滅時効の援用等をされた場合については、上記1. の条件を満たす場合には、完成猶予・更新の適用を受けることになると考えられるのではないか。これらの点につきまして、御意見をいただきたいと思います。

9ページ、10ページは、イメージでございます。今回の御提案に基づくイメージ図でございまして、9ページは、時効期間満了後に却下・取下げ等の事案が生じた場合について、図示しております。

10ページでございます。時効期間満了前のイメージについて、それぞれ時効が適用されるかどうかにつきまして、図示しております。

11ページでございます。この項目の最後になりますが、今回の御提案の内容を1枚の図でまとめたものでございます。必要に応じて御参照ください。

これらに関しましては、今回の御検討のほどよろしくお願ひいたします。

私からの説明は、以上です。

○伊吹専門官

続きまして、12ページから、簡易確定手続開始の申立義務・通知義務を免除する範囲等に移らせていただきます。

13ページに、検討事項を3つ整理しております。まず、①に関しましては、二

段階目の手続の開始申立義務が免除される正当な理由の解釈として、同要件に該当する場合を明確化することとしてはどうかという形で御提案させていただいております。例には、これまで御議論いただいた際に頂戴した御意見などを踏まえて例示をしております。次の②で通知・公告義務が免除される場合や授権規約を拒絶・解除できる場合につきましても、基本的に①と同様に解釈を明確化することとしてはどうかということで御提案しております。また、③で、二段階目の手続の開始申立ての申立期間につきましては、不变期間を1か月から3か月に延長することとしてはどうかという形で御提案しております。この点に関しましては、期間の性質 자체を柔軟化することもあっていいのではないかといった御意見もいただいているところでして、その点に関しましては引き続き御議論いただければと考えてございます。

次、14ページにその他がございます。

15ページに、検討事項を2つ記載しております。まず、①で簡易確定手続における記録の閲覧・謄写等の在り方につきましては、閲覧・謄写等の主体を当事者及び利害関係人に限定する方向としてはどうかということで御提案しております。次に、②で消費者への支払い方法につきまして、典型的な方法として、団体が一括して事業者から支払を受け、個々の対象消費者に交付するという方法が想定されていることや、その方法による場合の個々の対象消費者に対する振込みにかかる手数料につきまして、ここに記載しているような解釈として、共通義務確認の訴えにおける請求の対象に含まれることを明確化することとしてはどうかということで御提案しております。

なお、こちらの実行性、効率性及び利便性を高める方策という議題の中で、従前、特定適格消費者団体による情報取得の在り方も御議論いただいたところでございますけれども、この点に関しましてはまた次回以降に御議論いただくことを予定してございます。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、この点につきましても、その資料の順序に応じて御議論いただきたいと思いますが、まずは時効の完成猶予・更新に関する規律の在り方の点は、資料3の8ページに、検討事項というか、提案の内容が記載されておりますけれども、この点につきまして、御質問あるいは御意見があれば、お出しitただければと思います。

木村委員、お願ひします。

○木村委員

8ページの提案、団体が訴訟提起をした後、訴え取下げや却下判決ということで、対象消費者について一律に時効の完成が猶予されるということですけれども、それによって、各事業者におきましては、保管している文書の保存期間を延ばす必要も生じますので、繰り返しになりますが、そうした負担も考慮した上で検討していただければと思います。

2つほど消費者庁に対する質問がございます。

8ページの2、「消費者自ら訴訟を提起する等の行動をしていないが、事業者から消滅時効の援用等をされた場合については、自身の権利の実現を団体の活動による共通義務の存否の実体判断の帰趨に委ねようとしていたことに変わりはない」という記載があるわけですけれども。その消費者が何をもって団体による訴訟の帰趨に委ねようとしていたというのかの判断をどうするのかというところについて説明いただきたいというのが1点目です。

2点目の質問です。今回御提案いただいている事項の特則が設けられたときには、1段階目の訴訟で取下げや却下判決があった場合には、時効の完成猶予が認められる当事者に対しては、今回はこうした理由であなたの債権の消滅時効が完成猶予の状態になるということを告知すべきではないか、その制度や期間を告知すべきではないかと考えるわけなのですけれども、これは誰がやるのかということです。団体の訴訟の帰趨によって消費者の持っている債権の時効期間が変わったということになるので、団体から告知をすることが筋ではないかと思いますが、こちらについて何かお考えがあればよろしくお願ひいたします。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、2点、御質疑がございましたが、消費者庁からお答えいただけますでしょうか。

○伊吹専門官

消費者庁でございます。

まず、1点目で、この8ページの2.に書いてありますような、消費者が自身の権利の実現を団体の活動の帰趨に委ねていたというところをどのように判断するのかといった御質問かと存じます。こちらにつきましては、改めて今回の御説明資料の概要を御説明する形にもなるのですけれども、まず、6ページで検討のポイント①についてということで、前回御議論いただいた消費者の権利行使の機会を確保する必要がある場合がどういった場合なのか、具体的な点で

敷衍してみたところでございまして、この際にこの（A）で今御指摘いただいたような団体の共通義務の存否の実体判断の帰趣に委ねようとしていたというところを書いております。

こちらが、背景にある趣旨といいますか、基本的な考え方として、こういった理解でよいかどうかというところを御確認いただく趣旨として記載をしてございます。

その上で、この●の後に矢印を伸ばしているのですけれども、こういった消費者あるいはこういった場合として評価を受けるものとしては、ここに書いてありますような、ⅰからⅲのような場合が具体的な場合としてはあり得るのではないかということで、こういった場合を対象にしてはどうかということで考えております。

これを踏まえまして、8ページの検討事項でお示ししております1. のような、これ自体は条文ではありませんが、要件立てに近いような形で、こういったものを条件にしてはどうかということで御提案しております。

そういうことを踏まえますと、ここで記載しているような条件に当てはまる場合につきましては、自身の権利の実現を団体の活動に委ねようとしていたことの評価がし得るのではないかということで考えてございます。

2点目につきまして、こういった制度を設ける、仕組みを設ける場合につきましては、その対象となる消費者に時効の完成猶予などが受けられるということを告知するべきではないかということと、それは誰がやるのかという点で御指摘をいただきました。御指摘は重要な点かと存じますので、そういった情報提供の在り方などについては、この検討会で御議論いただければと考えております。

その上で、先ほど御議論いただいた情報提供の在り方にリンクする部分もあるかと思いますが、木村委員が御指摘のように、団体が情報提供する中でとか、あるいは、行政でさらに拡充する中でといったところもあるかと思いますので、その辺りも踏まえて御議論いただければと考えております。

以上でございます。

○山本座長

そういうことですが、木村委員、いかがでしょうか。

○木村委員

1点目のほう、団体に自らの権利の帰趣を委ねていたというのは評価の問題であって、法律上の要件立てとしては、恐らく、自ら訴訟を提起していなかった消費者はみんなこれに当てはまることになると理解しましたが、それで合って

いますでしょうか。

○山本座長

事務局、お願ひします。

○伊吹専門官

この1.に書いております形で、まず、一段階目の手続が、例えば、却下で終了した場合を例に取りますと、それまでの間に自ら提訴されていなかったというところで、木村委員の御指摘のところがあるかと思います。その上で、この一段階目の却下により終了した後、6ヶ月以内に自らの個別の訴え提起をされた場合が想定されることになるかと考えております。

○山本座長

木村委員、よろしいですか。

○木村委員

分かりました。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

大高委員、お願ひします。

○大高委員

ありがとうございます。

逆に私は混ぜ返すような意見になってしまって大変恐縮なのですが、今回、時効の完成猶予の御提案に関しては、前回の基本的な考え方と比較すると、団体の訴訟追行が請求棄却で終わった場合もしくは和解で終わった場合を対象から除外していくことなのだろうと理解をいたします。

私としては、もともとの方向性のほうが適当ではなかつたかと思っております。今回の御提案は、そういった共通義務確認訴訟等が、請求棄却や和解で終結した場合にも時効完成猶予の対象にするのは望ましくないのだという一定の価値判断に立っているものと理解いたしますけれども、果たしてその価値判断が常に正しいのかというのを、やや疑問に思うところです。

特に、和解については、裁判所による一定の判断がなされているわけではなくて、また、特定適格消費者団体においても、消費者、個々の授権を受けずに行

うという特色のある集合的な和解でありますので、もちろん現実的には和解内容に不服のある対象消費者が個別訴訟を提起する可能性は必ずしも高くないと、これは私が従前から申し上げているとおりではあるのですけれども、ただ、それはいっても、少なくとも一定の期間、不服のある消費者が、個別訴訟を提起できる可能性というか、余地を残しておくことは、こういう共通義務確認訴訟段階での和解を柔軟化するために、ある意味、そういったことを可能とするために必要不可欠な要素の一つではないかなと思うところもありますので、もう少し慎重に検討すべきではないかと思っています。

実際も、例えば、共通義務確認訴訟が長引いて、その訴訟追行中に本来の時効期間が経過してしまったような場合であれば、結局のところ、そういう段階になって和解をする場合は、対象消費者の中で、漏れが出る人とか、不満が出るような和解は絶対にできない、個別訴訟はできないということになってしまうので、そうすると、かなり和解の制約をしてしまうような事態にならないかと。逆に言うと、事業者からすれば、時間を稼げば稼ぐほど和解はしにくくなるよねという訴訟追行もなくはないということで、そういう意味でも、少なくとも和解に関してはやや慎重に考えたほうがいいのではないかと思うところです。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、お願いします。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

今回の検討項目として挙げてくださった2点で、棄却の場合を含めるかということ、それ以外にもどうかということと、届出債権を対象としているという現行法第38条との関係をどう考えるかということにつきましては、1つ目については、請求棄却の場合を含むというのは、個別の消費者についても権利がないということを含んだ判断がされていますので、そのときまで続けるというのは適切ではないのではないかと考えております。

今回、時効について、極めて例外的だと思いますけれども、さらなるそのような特例を現行法に加えて設けるというのは、この消費者団体による訴訟追行が行われる中で、それに続けて権利行使ができる、続けての権利行使の機会を確保する、それが代理だったり届出までいけばそちらのルートでいけるのですけれども、そこまでいかず途中で終わってしまったときに消費者団体が訴訟を

適切に追行していっても、それは當てにできないので、個別に権利行使をしておかなければいけない、多少なりともできる可能性があればそれをしておかないと駄目だというところを少し緩和しようという話ですので、つなげていくことが大事ではないかと。それは主觀的にどうというよりは、そういうルートを設けるということなので、そのルートを設けることの整理の仕方が団体の活動に委ねようとしていた類型ということで今回は整理されているのだと思います。

ですから、具体的な法律の要件としてこれを設けるというよりは、ルートの付け方としての説明と理解しております。

ただ、多少気になる点がございまして、1つは、今、大高委員が御指摘になつた和解をどう考えたらいいかということです。和解の内容にもよるのかもしれません。事業者で処理をするので和解になりましたということだと、そちらに権利行使をしていけばいいということなのかもしれませんし、他方で、一つの在り方としても、個別の権利行使ではなくて全体的な一定のところに寄附することで、これは和解ということにしましょうということだと、全くルートがなくなってしまうことになりますので、和解の場合を一律に排除していいのかどうかというのは、1つ、気になるところです。

一方で、一段階目は認容されたのだけれども、二段階目に進まなかつたあるいは二段階の途中で取り下げられて届出の機会が与えられなかつたというときに、届出の機会が与えられなかつたところをつなぐというのが、10ページの4つの類型のうちの下2つということなのだろうと思うのですけれども、申立てがされないとか、取り下げられるというのは、どういう場合かということで、その場合に、例えば、和解などが考えられるということだとすると、それとの平仄は大丈夫なのかが気になるところです。

ですので、和解についての扱いが一貫しているのだろうかというのは気になるところなのですけれども、他方で、今回は、個別の訴訟提起ができるなら個別の訴訟提起をすればいいのではないかとも評価できるところを、ただ、それもなかなか難しいというところを救うという面があつて、全く不可能ではないけれどもという場合を救うとすると、例外的にもこういう扱いをしたほうがいいということだとすると、狭い範囲で入れるということで、和解の場合は除外というのもありうるところです。ただ、この和解についてはここで少し検討しておいたほうがいいものとして残っているのではないかと思われます。

もう一つは、形式的なことなのですけれども、この結果としてといいますか、8ページに書かれている点なのですけれども、第1点については、今の和解の話をどうするかという問題が少し残るように思われますけれども、規律内容としては、結局、このような指定された期間内に個別の訴え提起をしたときには、団体による当該訴訟提起からそれまでの間に時効が完成しているということだ

としても、それは完成していないものとして扱うことができるということだと思いますのですけれども、裁判上の請求があったものとみなすということになりますと、その事由、終了時、確定判決と同一の効果でないときには、そこから6か月という規律に民法上はなっているのですが、その終了時は結局いつになるのだろうかというのが気になりますと、結局、要件で、満了時、それぞれの時点から6か月の間に訴訟提起がされれば大丈夫ということは、ここに指定されたときが、結局、その終了時というか、あるいは、民法第147条の括弧書きの話になるということかと思いますので、内容に異論はないのですけれども、法文の書き方がこれでいいのかどうかというのは気になるところです。法制マターなのかもしれません。

8ページの第2の点については、それは現行法も問題だということが分かったのですけれども、特例法第38条によって届出によるという場合も、その前に援用されてしまったらどうなるのかという問題があるということで、それは同じようにというか、時効の完成猶予・更新という特例の扱いがそれまでに及ぶと考えるのでなければ特例の趣旨が実現できませんので、ここで書かれたようになることになるのではないかと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

私自身は、この8ページの検討事項として御提案のあった内容について、基本的に賛成できるのではないかと考えております。

大高委員も御指摘されましたように、前回までのものと比べますと、棄却で終わった場合、和解で終わった場合が除外されているということで、棄却で終わった場合につきましては、自らは権利行使をしていなかった消費者は、そういう意味で、団体による訴訟追行に委ねていたと言える場合で、しかも棄却ですからも共通義務はないことが確定された場合でありますので、その後にその団体による権利行使を自己に有利に援用する形で、しかし、棄却という結果について自分は関知していないということは、なかなか説明が難しいのかなと考えますので、棄却について除外することはやむを得ないのかなと私は考えております。

和解については、特例法第5条というところから申しますと、一般的には一部認容・一部棄却的な中間的な存在ということもありますので、なかなか悩ましい部分はあるのかなと思います。和解の内容の多様化も並行して議論されており、そちらとの関係がもちろん重要ですけれども、共通義務の確認を内容とする現行法が想定しているような和解でありましたら、これはその後に届出等がまた想定されているということで、これは認容の場合と同じですから、現行法第38条の問題として処理をしていくことになるのだろうと思われます。

そうでないものを認めていくときに、先ほど沖野委員も言われたように、全額寄附をしてしまうと、対象消費者には何も来ないという和解を考えますと、確かに、その場合まで、個別の権利行使の機会を奪ってしまうことは問題があるのかなという感じもしてまいりました。そうすると、共通義務を認めて、消費者による個別消費者への救済を内容とする和解である場合と、そうでない和解で、実質的には共通義務については何らの判断がされない。ですから、取下げをすべきような内容の和解とは区別して考える余地もあるのではないかという感じもしております。

いずれにしても、沖野委員が指摘されましたように、その辺りについてなお検討を進める必要があるのかなという感じがいたしました。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

沖野委員、どうぞ。

○沖野座長代理

何度も大変申し訳ありません。

木村委員から御指摘があった、以前にも御指摘くださった点で、結局、時効について、時効の利益が一部事業者にとって縮減しますので、そうすると、資料の保管などについて追加的な負担が生じることが懸念されるのではないかという点についてです。確かにそういう面が全くないということにはもちろんならないのですけれども、事業者の方の想定される行動としましては、適格消費者団体から訴訟提起があるとしますと、それ以降に時効期間が満了したものについては、訴訟の帰趨が分からぬ中では、第一段階で団体訴訟になって第二段階に進んで届出がされるという可能性は考えざるを得ないということになります。そうすると、その間に時効期間が満了する可能性があるようなものについては、それで満了すると期待してはいけなくて、訴訟提起があるとその部分の

保管は期間が延びたと考えて行動していただくことに、現行法でもそういうことになります。そうだとすると、追加負担がないとはもちろん言わないのですけれども、その分を考えてもこの制度の実現のためには、一定程度というか、管理をしていただくことは理由があることではないかと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

あるいは、事務局、消費者庁から何か確認をしておくべきことはございますか。

○伊吹専門官

事務局でございます。

こちらからの確認は特にないのですけれども、沖野委員からの御指摘で1点補足をさせていただければと存じます。

沖野委員から、8ページの検討事項の1.に関しまして、民法上の裁判所の請求等による時効の完成猶予等に関しまして、終了のときから6か月を経過するまで完成が猶予されるという点はどう考えるかという御指摘をいただいておりまして、この点も、御指摘のとおり、法制的な面になるかもしれません、検討は必要かと思っております。

その際に一応、1ポツの御提案の趣旨を明確にしておければと思いまして補足なのですけれども、1.の並の後に、いずれかのときから6か月を経過する時点までと書いておりますが、これが、例えば、民法第147条などで規定されております終了のときから6か月というのと同じ性質というところは必ずしも前提にしてはおりませんので、この6か月を経過する時点までに訴えの提起があった、特に今回のこの新たな御提案の仕組みによって、一段階目の訴えが提起されたときに裁判所の請求があったものとみなされることになるという規律を考えておりますので、その後に、この提案でいいますと個別の訴訟が進行することになると思いますが、その際にその終了のときからまた6か月を経過という話が出てき得るのではないかというところを考えてございました。

以上でございます。

○山本座長

沖野委員、いかがですか。

○沖野座長代理

ありがとうございます。

私が誤解しているのかと思いますけれども、これが適用されて、団体が共通義務確認訴訟を提起したときに、当該消費者が裁判上の請求をしたことになるとすると、その時点での請求の終了事由は、ずっとその訴訟が続いているという扱いになるということでおろしいということでしょうか。多分そういうことなのだろうと思いました。

○伊吹専門官

事務局でございます。

御指摘のとおりのような趣旨でございました。ありがとうございます。

○山本座長

ありがとうございました。内容が明確になったかと思います。

ほかにいかがですか。

よろしいでしょうか。

この部分は特に1.の点について中心に御議論をいただいて、請求棄却の場合、和解の場合、とりわけ後者の和解の場合について、もう少し検討をする必要があるのではないかという御意見が複数出たかと思います。このままでもよいのではないかという御意見も出たかと思いますが、今いただいた御指摘を踏まえて、次回以降、もう少し精査をしていただきたいと思います。

よろしければ、続きまして、資料の13ページ、簡易確定手続開始の申立てあるいは通知義務を免除する範囲等についての御提案、最後の15ページ、閲覧・謄写の問題あるいは消費者への支払方法・支払費用の問題、少し問題は違いますけれども、全体について御議論いただければと思います。どの点からでも結構ですので、御発言があればお願ひしたいと思います。

大高委員、お願ひします。

○大高委員

座長、ありがとうございます。

そうしますと、残りの論点全てについてということになりますかね。

まず、二段階目の手続の申立て義務免除と通知義務の免除の場合なのですけれども、私の基本的な考え方は、前回の議論のときも申し上げたとおり、まずは特定団体に申立てをしていただいて、取下げが柔軟化と考えるほうがいいのではないかと考えてはおるのですけれども、今回御提案いただいたとおり、申立て義務の免除の場合を、柔軟化もしくは明確化、より柔軟な方向で明確化して

いくという方向性もあるとは思っております。

ですので、こういったものがきちんとある程度正当な理由であると客観的に判断できるように、法令もしくはガイドライン等できちんと示していただけるのであれば、こういった考え方は十分にあり得るかと思っております。

ただ、問題は申立ての期間を3か月に延ばすという方向にはそれほど違和感はないのですけれども、これを不变期間とするかどうかについてはもう少し慎重な検討が必要かと思っております。この正当な理由として3つほど例示が挙がっておりますけれども、そのうちの最初の2つについては、簡単に言えば、事業者が破綻状態にあるということだと思うのですけれども、こういう場合、一旦破綻状態になることがわかれば、そこからまともな状態に戻ることは通常はありませんので、一旦そういう状態になったと分かれば、それでよし、分かりましたということでいいと思うのです。

3つ目の消費者全体の被害回復がされたかどうかは、時間によって変動する性格のものかと思っております。具体的に言いますと、例えば、共通義務確認訴訟で事業者が負けて、その後、自主的に返金を事業者がしているという状況で、3か月たった段階ではまだ終わっていない、ただ、きちんとやってくれているので、あと1~2か月ほど待てばできそうだよねという場合に、申立てをしない正当な理由があると考えていいのかどうかというのは若干悩ましいところがあります。団体とすると、事業者はきちんとやってはくれているのだけれども、不变期間なので取りあえず申立てだけはしておきますねという話になってしまうのではないかなと思っております。不变期間にはいろいろ例外規定があるのはもちろん認識しているのですけれども、限界はありますし、そういう意味では、逆にその自主的な返金を促すという観点からも、不变期間ではなくて、一定期間の延長は可能な方向でも検討していいのではないかなと思っております。

まず、13ページは以上のとおりです。

14ページ、15ページなのですけれども、簡易確定手続における記録の閲覧・謄写の提案については、当事者と利害関係に限定する方向でいいのかなと思っておりますけれども、これについては、その利害関係人が、最初に届出をした対象消費者相互間の利害関係がないと理解していいのかどうか。そこは少し確認をしたいと思っております。

②についても、基本的にはこの御提案の方向について私に違和感はないので、理屈がどう変わるかとかはあると思いますけれども、方向性自体については賛成をしたいと思います。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございます。

大高委員が御質問と趣旨だったかどうかはあれですが。

○大高委員

もしよければ、確認させてください。

○山本座長

対象消費者、届出消費者、相互間が利害関係人になるのかならないのかというところですが、消費者庁から御発言いただけますか。

○伊吹専門官

消費者庁でございます。

御指摘いただいた対象消費者が利害関係人になるかどうかにつきまして、前回、この議題を扱った際に御議論いただいたところかと考えておりますし、その際にいただいた御意見の中では、対象消費者はこの利害関係人に含まれないのではないかといった御意見が多くあったかと存じます。

最終的には、こういったルールが法律になりましたら、その利害関係人の解釈になってくるのかとは存じますが、これまでの御議論からすると、対象消費者は基本的には含まれないという考え方があり得るのではないかと受け止めてございました。

以上でございます。

○山本座長

大高委員、よろしいですか。

○大高委員

ありがとうございます。

もしよければ、そういった解釈をQ&Aや逐条解説で明確化する方向でぜひお願ひしたいと思います。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

木村委員、お願ひします。

○木村委員

一番最後の15ページ、対象消費者への振込手数料につき現行法の第3条第1項柱書の附帯する費用に含まれることを解釈として明確化するという御提案ですけれども、こちら今の訴訟においてはどのようにしているのかという実態を教えていただければと思います。

○山本座長

実態ということですが、消費者庁、これは分かりますでしょうか。

○伊吹専門官

消費者庁でございます。

この附帯する費用に関して、今、手続で、どう請求されているか、あるいは、認められているかというところは、私どもで今すぐには御回答ができません。すみません。ただ、これまで2件の判決で共通義務確認訴訟に関しては確定しているものがあるのですけれども、それぞれ不法行為に基づく損害賠償請求の中の損害として団体に対して消費者が負担する報酬費用が含まれられているものがございますので、そういった考え方も一部取られているものはあるかと考えております。

以上でございます。

○山本座長

木村委員、いかがですか。

○木村委員

分かりました。今のお答えからすると、確認的な話をしているのであって、何らか創設的なものではないと理解しました。もしオブザーバーの特定適格消費者団体の方でこの点がお分かりになる方がいらっしゃれば、コメントをいただければと思います。

○山本座長

それでは、オブザーバーの団体で、もし御発言いただけるところがあればと思います。あるいは、直ちには難しいようであれば、この後にしますか。

消費者機構日本、お願いします。

○消費者機構日本（板谷）

振込手数料の話ですが、東京医大のケースでは、分配金を振り込む際に控除

して送金する形を予定しています。このことは、対象消費者と当機構の間の授権契約の中にも振込手数料は対象消費者の負担として定めています。

○山本座長

その場合、この振込手数料が損害賠償請求の損害に含まれるか、あるいは、附帯費用として共通義務確認の請求対象に含まれるかという辺りについては、何か。

○消費者機構日本（佐々木）

当機構の請求した損害の細目について正確なところを御説明したほうがいいかと思いますので、次回までに調べてみたいと思います。

○山本座長

ありがとうございます。

それでは、恐縮ですけれども、次回までにお調べいただければと思います。
木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員

ありがとうございます。振込費用も、対象となる消費者の方が多くなれば、ち
りも積もればかなりの額になりますので、確認させていただきたいと思った次
第です。

○山本座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

特段はございませんでしょうか。

垣内委員、お願いします。

○垣内委員

垣内です。ありがとうございます。

基本的に御提案の方向にいずれも賛成なのですけれども、15ページの①の記
録の閲覧・謄写等の関係ですけれども、利害関係人に他の消費者が当たるかど
うか、相互で当たるかどうかということについても、解釈の確認、あるいは、そ
の解釈では十分でないということであれば、その点を明確化することが必要か
と思われますし、そもそも簡易確定手続における当事者にそれぞれ当たらない
ということも大前提として確認をしておく必要があるのかなという感じもいた

しますので、実質について特段異論はないのですけれども、それが明らかになるような形で明確にできればいいのかなと思っております。

以上です。

○山本座長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。この部分は、基本的な中身、大筋においては、御異論がなかったと受け止めました。

ただ、申立ての期間についての不变期間は相当かどうかという点であるとか、利害関係人、他の対象消費者、消費者間が利害関係にあるのかどうか、あるいは、最後の附帯費用の解釈をもう少し明確にする必要がある、あるいは、個別の規定でないとしても、何らかの形で明確化すべき部分があるのではないかという御指摘をいただいたかと思いますので、これも最後の段階の提案に向けて、今、その実情の調査等を含めて、消費者庁には御検討いただければと思います。

それでは、以上で本日予定していたテーマについては一通り御議論いただけたかと思いますけれども、全体を通してもし何かございましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の審議はこの程度にさせていただきたいと思います。

前回同様、本日の論点につきましても、このテーマを3回にわたって御議論いただきました。途中で申し上げたように、以前に比べても議論が煮詰まってきて、かなり意見の幅が縮まってきたのではないかと私には見えました。取りまとめに向けたおよその方向性は見えてきたのではないかと思います。

そこで、今後、これらの論点につきまして、引き続き取りまとめに向けた御審議をお願いしたいと思いますし、事務局においては、本日の議論の結果も精査していただいて、取りまとめに向けた作業を引き続き進めていただければと思います。

それでは、今後の日程等について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊吹専門官

本日も、大変示唆に富む貴重な御意見、御議論をどうもありがとうございました。

今回の日程、議題等の詳細につきましては、改めて御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○山本座長

ありがとうございました。

それでは、これで8回の検討会を終了したいと思います。

本日も、お忙しいところ、お集まりいただきまして、また、誠に長時間にわたりまして熱心な御議論を賜りまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。